

# 第10回久慈市議会定例会議会議録（第1日）

## 議事日程第1号

平成28年12月1日（木曜日）午前10時00分開議

### 第1 会議日程の決定

議会運営委員長の報告

### 第2 会議録署名議員の指名

### 第3 議案第1号から議案第12号まで及び報告第1号

提案理由の説明・総括質疑

委員会付託（議案第1号から議案第4号までを除く）

## 会議に付した事件

### 日程第1 会議日程の決定

議会運営委員長の報告

### 日程第2 会議録署名議員の指名

### 日程第3 議案第1号 平成28年度久慈市一般会計補正予算（第5号）

議案第2号 平成28年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第3号 平成28年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 平成28年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第5号 組合休暇に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第7号 市税条例等の一部を改正する条例

議案第8号 市民センター条例

議案第9号 体育施設条例の一部を改正する条例

議案第10号 久慈湊漁港海岸災害復旧（23災第633号防潮堤）その3工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第11号 久慈市総合防災公園整備その3工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第12号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する

事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについて

報告第1号 職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

## 出席議員（24名）

1 番 豊 卷 直 子君 2 番 岩 城 元君  
3 番 小 倉 利 之君 4 番 黒 沼 繁 樹君  
5 番 山 田 光君 6 番 上 山 昭 彦君  
7 番 泉 川 博 明君 8 番 澤 里 富 雄君  
9 番 二 子 賢 一君 10 番 下川原 光 昭君  
11 番 桑 田 鉄 男君 12 番 畑 中 勇 吉君  
13 番 佐々木 栄 幸君 14 番 砂 川 利 男君  
15 番 中 平 浩 志君 16 番 小野寺 勝 也君  
17 番 城 内 仲 悦君 18 番 山 口 健 一君  
19 番 八重櫻 友 夫君 20 番 下 館 祥 二君  
21 番 高屋敷 英 則君 22 番 宮 澤 憲 司君  
23 番 大 沢 俊 光君 24 番 濱 欠 明 宏君

## 欠席議員（なし）

## 事務局職員出席者

事務局長 澤口 道夫 事務局次長 及川 忠則  
議事係長 皆川 賢司 議事係主査 長内 紳悟

## 説明のための出席者

市 長 遠藤 謙一君 副 市 長 中居 正剛君  
総 務 部 長 澤里 充男君 総合政策部長 一田 昭彦君  
総合政策部付部長 川合 政伸君 生活福祉部長 (兼)福祉事務所長 和野 一彦君  
産業経済部長 浅水 泰彦君 建設部長 (兼)水道事務所長 滝沢 重幸君  
会 計 管 理 者 古屋敷重勝君 山形総合支所長 鹿糠沢光夫君  
教育委員長 成田 不美君 教 育 長 加藤 春男君  
教 育 部 長 中務 秀雄君 選挙管理委員長 大沢 寿一君  
監 査 委 員 石渡 高雄君 総 務 課 長 (併)選管事務局長 夏井 正悟君  
財 政 課 長 久慈 清悦君 政策推進課長 大崎 健司君  
農業委員会事務局長 小田 一君 教育委員会 教育総務課長 大橋 卓君  
監査委員事務局長 田端 正治君

~~~~~  
午前10時00分 開催・開議

○議長（中平浩志君） ただいまから第10回久慈市議会定例会議を開催いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~  
**諸般の報告**

○議長（中平浩志君） 諸般の報告をいたします。

市長から議案等の提出があり、お手元に配付してあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告3件及び財政援助団体等監査報告書1件が提出され、お手元に配付してあります。

次に、9月定例会議以後の議長の出席した会議等、主な事項について概要を配付してあります。

~~~~~  
**日程第1 会議日程の決定**

○議長（中平浩志君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議日程の決定を議題といたします。

会議日程案に関し、委員長の報告を求めます。佐々木議会運営委員長。

〔議会運営委員長佐々木栄幸君登壇〕

○議会運営委員長（佐々木栄幸君） 第10回久慈市議会定例会議の運営につきまして、去る11月29日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

今定例会議で審議いたします案件は、市長付議事件12件であります。また、1件の報告があります。

一般質問については、5会派及び1人の計6人の議員から通告されております。

これらのことから、お手元に配付しております日程案のとおり、本日と12月6日、7日及び14日に本会議を開き、12月2日、5日、8日、12日及び13日を議案調査等のための休会とする会議日程とすべきものと決しました。

各位のご協力をお願い申し上げ、ご報告といたします。

○議長（中平浩志君） お諮りいたします。本定例会議の日程は、ただいまの委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~  
**日程第2 会議録署名議員の指名**

○議長（中平浩志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、上山昭彦君、泉川博明君、二子賢一君を指名いたします。

~~~~~  
**日程第3 議案第1号から議案第12号まで及び報告第1号**

○議長（中平浩志君） 日程第3、議案第1号から議案第12号まで及び報告第1号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。中居副市長。

〔副市長中居正剛君登壇〕

○副市長（中居正剛君） 提案いたしました議案12件の提案理由及び報告1件についてご説明申し上げます。

議案第1号「平成28年度久慈市一般会計補正予算（第5号）」であります。今回の補正は国県支出金等の内定による事業費の調整のほか、これまでの補正予算編成後において対応を要する経費を計上したものであります。

1ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ65億1,136万2,000円を追加し、補正後の予算総額を347億2,098万円にしようとするものであります。

款及び項の補正額は、2ページから4ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、第2条債務負担行為の補正であります。5ページの第2表のとおり路線バス運行事業ほか1件を追加しようとするものであります。

次に、第3条地方債の補正は、6ページ、7ページの第3表のとおり老人福祉施設事業ほか1件を追加するとともに、公共施設事業ほか6件について、その限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第2号「平成28年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。今回の補正は1ページのとおり、第1条歳入歳出予算の補正は、事業勘定につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ560万3,000円を追加し、補正後の予算総額を53億8,511万円とし、また直営診療施設勘定につきましても、既定の予算額に歳入歳出それぞれ439万円を追加し、補正後の予算総額を2億1,784万3,000円に

しようとするものであります。

事業勘定の補正の内容であります。実績見込みに基づき、歳入につきましては3ページのとおり、国庫支出金、県支出金を増額、諸収入を減額し、歳出につきましては4ページのとおり、保険給付費、共同事業拠出金を増額、諸支出金を減額しようとするものであります。

直営診療施設勘定の補正の内容であります。歳入につきましては13ページのとおり、諸収入を増額、歳出につきましては14ページのとおり、総務費を増額しようとするものであります。

次に、議案第3号「平成28年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」であります。今回の補正は1ページのとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ112万7,000円を追加し、補正後の予算総額を3億6,086万6,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。2ページ、3ページの第1表のとおり、歳入につきましては諸収入を増額し、歳出につきましては漁業集落排水管理費及び漁業集落排水事業費を増額しようとするものであります。

次に、議案第4号「平成28年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。今回の補正は1ページのとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,684万円を追加し、補正後の予算総額を14億2,881万9,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。2ページ、3ページの第1表のとおり、歳入につきましては繰入金及び諸収入を増額し、歳出につきましては下水道管理費及び下水道事業費を増額しようとするものであります。

次に、議案第5号「組合休暇に関する条例の一部を改正する条例」であります。この条例は、組合休暇の単位を改めようとするものであります。

次に、議案第6号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」であります。この条例は、期末手当及び勤勉手当の支給割合、給与月額並びに医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を平成29年1月から改定し、並びに同年1月から3月までの間における市長、副市長及び教育長の給料月額の減額措置を講じようとするものであります。

次に、議案第7号「市税条例等の一部を改正する条例」であります。この条例は、地方税法等の一部改

正に伴い、延滞金の計算に係る期間を見直し、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を定めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第8号「市民センター条例」であります。この条例は、市民の生涯学習活動を推進し、かつ主体的な地域づくり活動を支援するため、市民センターを設置しようとするものであります。

次に、議案第9号「体育施設条例の一部を改正する条例」であります。この条例は、議案第8号で提案しております市民センター条例が制定されることに伴い、農村環境改善センターの施設のうちプールを生涯スポーツの推進を図るために体育施設である久慈市夏井地区プールとして設置しようとするものであります。

次に、議案第10号「久慈湊漁港海岸災害復旧（23災第635号防潮堤）その3工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」であります。本案は、平成26年9月12日に議会の議決を経て、山口建設株式会社と当初契約を締結した久慈湊漁港海岸災害復旧（23災第635号防潮堤）その3工事について、契約請負金額11億2,860万円に3,714万9,840円を増額し、11億6,574万9,840円で請負変更契約を締結しようとするものであります。

変更工事の内容であります。既完成済みの2工区防潮堤との接点部で施工調整を図った天端被覆工、表のり被覆工及び裏のり被覆工の数量、防潮堤本体への発生土への利活用及び防潮堤の施工スペース確保のため、地盤改良に伴い発生した土砂を現場内へ運搬する土工の数量、並びに施工進捗に伴って生じた諸数量の増減によるものであります。

次に、議案第11号「久慈市総合防災公園整備その3工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」であります。本案は、久慈市総合防災公園の整備に当たり、日本国土・宮城建設・下館建設特定共同企業体と6億5,664万円で請負契約を締結しようとするものであります。

工事の主な内容であります。園路の全体延長1,318メートルのうち旭町側の731メートル、夏井町大崎側の多目的広場1及び福祉の村に隣接する多目的広場4などの整備であります。

次に、議案第12号「災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に

係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについて」であります。本案は災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し、市長の諮問に応じて重要事項を調査審議する久慈市災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託を廃止することについて、委託先であります岩手県と協議しようとするものであります。

次に、報告第1号「職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分報告について」であります。本年1月27日午後5時13分ごろ、夏井町大崎第8地割の国道395号において、市が保有する除雪車が除雪を終え帰庁途中、路肩を歩行していた相手方の右足の甲及び指に接触し、負傷を負わせたものであります。この事故に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

これまでも安全な除雪作業の実施について指導をしているところであります。今後につきましても、細心の注意を払い、安全な除雪作業を行うよう指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上で、議案の提案理由及び報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

訂正をお願いいたします。議案第10号の議案名の括弧内について、「23災第635号」と申し上げましたが、「23災第633号」と訂正をお願い申し上げます。

○議長（中平浩志君） これより提出議案に対する総括質疑に入ります。質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 報告第1号についてお伺いいたします。

毎回、議会で、今回も出たわけですが、これは1月の事故なわけですが、しかも今回は人身事故ということになるわけですね。そういった形で金額も、示談書で見ると総額が478万6,264円のうち382万9,011円の支払い義務があるとなっておりますが、示談までいった経過、当然、治療とか医療費、お医者さんにもかかっていると思うんですが、示談する際の仕組みといいますか、当然、保険屋さんもあるだろうし、弁護士も入るんですが、こういった形で最終的な詰めになっていっ

てこの示談になったのか、その経過等も含めてお聞かせいただきたいし、いわゆる物損事故が毎回発生をして、さらに人身事故ということになっていきますから、まさに気をつけないと、本当に慎重な対応をしていかないと大変なことになると思いますので、その辺のことも含めて、どういうふうに対応されるのかお聞かせください。

○議長（中平浩志君） 滝沢建設部長。

○建設部長（滝沢重幸君） まず、ご質問にありましたけど、毎回の議会に事故の報告ということで、しかも今回は人身事故ということで、大変申しわけないと思っております。今後、一層気をつけなければならぬということで、いろいろ対策等も検討しておりますが、まず示談に至った経緯でございますけれども、ことし1月27日の午後5時ごろでございますが、侍浜堀切地区の除雪を終えて国道35号を夏井町の板橋交差点から湊町を経由して帰庁途中でございますけれども、不二タイヤ付近で、警察の検問でとめられて、事情聴取を受けたということでございます。

容疑は、除雪車の後を走行していた車の運転手の方が、警察に通報をされたのだと思っておりますけれども、夏井町大崎の跨線橋付近で人がひかれて倒れていると、自分の車の前を走っていた車は市の除雪グレーダーであったというふうな通報をされたようでございます。

事情聴取では、グレーダーの運転手は、事故の現場での歩行者の存在にも気がつかなかったし、事故を起こした自覚もないということで、そういうふうな事情聴取を受けての供述でございます。

さらに、被害者の方も酔って歩いて帰る途中だということで、事故当時の記憶が全くないという状況でございました。

このような状況で、事故発生時には確たる事実がわからない状況でございました。その後に警察による6回にわたる実況見分と当事者の事情聴取等によって、供述調書によって事実が確定していったものと思っております。

結論として、市の除雪グレーダーが歩行者の被害者に接触して、右足の甲の部分を引きしてしまったということで、運転手の過失運転致傷並びに不救護、不申告の道路交通法違反ということになったものでございます。

被害者のほうの状況でございますけれども、事故当日、

1月27日に、救急車により県立久慈病院に搬送されました。レントゲンの結果、右多発中足骨骨折ということを確認され、同日入院ということで、翌日には手術をして、その後リハビリを行ったということでございます。

3月18日に退院し、以後は外来で処置をして、3月24日に治癒して通院を終了ということで、残念なことに後遺障害として右足の親指の第一関節から欠損という残念なことになってしまいました。

それで、こういった事故の状況でございましたので、事故の事実と申しますか、それを決定するために、警察のほうで6回にわたって実況見分を行いまして、その実況見分の状況によって、市のほうでは全国市有物件災害共済会のほうにお願いしているわけですが、そちらのほうで事故の負担割合とか、示談の額であるとかを決定するというので、それらにかかわって時間が経過してしまって、今回の報告ということになったものでございますが、額の決定等につきましては、これまでの事例等に基づいて決定されたものでございまして、示談にもスムーズに応じていただいて、示談が整ったところでございます。

今後の対応でございますが、大きくは二つ考えております。一つは、まず除雪車を含めた市の作業車等の運転手の安全教育のまず徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

もう一つは、事故を起こした運転手の供述の中にもあったんですが、除雪車を運転する場合には当然、前方注意確認、あるいはサイドのほうの確認をしなければならぬ。さらには、除雪車のスピードとか重機の大きさもあって、後ろに後続車がずらっと並ぶということで、無理な追い越しをする場面もあって、何回もひやっとしたこともあるということで、後ろの後続車にも大変注意を払うということで、なかなか1人では注意を払い切れない部分も、今回改めて感じましたので、今後、再発を防ぐために補助者、助手をつけるように今現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） グレーダーもそうですし、大型ダンプもそうですし、大きい車両なわけです。そういった意味では、ほんとに一旦事故が起きると大きい事故につながるということになりますし、今後の対応

として補助者をつけたいということでございます。

私、これは前から1人では大変ですよということをお願いした経過がありまして、そういった意味では今、部長から答弁あったとおり、ほんとに視界がいい場合はいいけど、これが吹雪とかになると全く視界がないわけです。そういった中で、やっぱり危険な作業に従事していたわけですから、今、答弁があったように、補助者を必ずつけるということをしなが、安全面で今後、これから冬に向かうわけですが、対処していただきたい。これは、そういう答弁がありましたので、強く要望しておきます。

以上です。

○議長（中平浩志君） 5番山田光君。

○5番（山田光君） 議案第6号でございますが、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」となっていますが、この「等」というのが、市長特別職の関係、議員の関係もあるかと思いますが、これを一般職の職員の給与に関する条例と特別職を一緒に出すのは、何か違和感を感じるわけですが、その辺の一緒に出した理由についてお聞かせをいただければなんと、このように思います。

○議長（中平浩志君） 澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 議案第6号についてのご質問でございますが、今回、ご提案申し上げましたのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」ということで、中身的には「一般職の職員の給与に関する条例」、それから「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」、それから「久慈市議会の議員の議員報酬に関する条例」というこの三つになってございます。

それで、中身的には、これまでも人事院勧告等にかかりまして給与改正をする場合には、その共通の目的をもってということで、改正される場合は一つの条例において複数の条例の中身を改正するというような形でご提案をしてきた経緯もございまして、それが一つでございます。

それで、今回につきましては、人事院勧告と申しますか、人事委員会の勧告等をならおうとするものと、それから台風10号にかかりまして、市民の被災の状況とか、それから厳しい財政状況を勘案して、減額とか特別職の報酬等についても減額、低く抑えようとす

るものということで、共通した目的を持って改正するものだというふうにとらえておられて、今回、同一の条例案ということで提案をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 5番山田光君。

○5番（山田光君） 説明はわかりました。

というのは、議決するとき、一緒に議決するということになるわけですが、ある議員もそういう懸念をしている議員もおられるわけですが、市長の減額に関する件については、やはり何を基準にして何をどうなのかということになれば、やはり一生懸命働いておられる中で、市長には交際費もあるが、副市長には交際費もあつたりなかつたりする、あるいは教育長もそのとおり。

そうなってくると、一生懸命働いている中で、余計も災害関係のことで減額になるわけですが、他の市町村の首長はこうなったから久慈市もこうしなきゃならんというようなことであってはならないが、それはトップの考え方もあるだろうが、やっぱりそういう意味では、一生懸命働いている姿の中であれば、減額の幅をもうちょっと考慮する。あるいは、何%であればいいかというのは、これはちょっと議会、二元制をとっているわけですが、そうした意味では、報酬等審議会委員の声を聞いてもよかつたんじゃないかなという、そんな思いがあるわけですが、そういう思いで、一生懸命働いている余計忙しくなつたところに、給与、報酬を下げる。それは生活給になるわけですが、当然さつ引きされますと、生活にも影響してくると。

それは、市民の声としてはほんとにありがたい声だなと思ひ評価をしているわけですが、その点についてのお考えについては、審議会にかける必要がなかつたのかどうなのか。その辺の積極的な市長の考え方は非常によかつたなと思ひしておりますけれども、その辺についてちょっとお伺いをいたします。

○議長（中平浩志君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 今回の条例改正については、職員の給与を下げるということではございません。人事院勧告でのをさかのぼりはしませんよ。ただ、人事院勧告どおり1月の給与から改定しますよということでございますので、そこのところはご理解いただきたいと思ひます。

あとは今回、特別職等の給与、三役といひますか、市長、副市長、教育長については2割カットということで提案申し上げているわけでございます。

それから、特別職についても人事院勧告のさかのぼりはしませんよと。そこについては職員と同じにしますよという、そういう内容でございまして、これについては、やはり市民の皆さんが被災を受けてご苦労をしていると。それについて、やはり私どもも一緒に復旧・復興に向けて姿勢を示すという、そういう意味での考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（中平浩志君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 今にも関連するんですが、議案第6号について、説明あつたように人事院勧告、県の人事委員会の勧告に基づいての給与や手当の改定だと。しかし、今説明あつたように、本来、ことしの4月から実施すべきものを、それを先延ばしして来年の1月から実施をするという内容。あわせて特別職の来年1月から3月までの2割カットという、この一つの議案に、議員も含めれば三つの内容が含まれているわけです。

聞けば一般職については、組合との合意も未成立だというふうに聞きます。しかも、いわゆる生活給のものであるわけですよ。職員の中にも被災された方もおられるかもしれません。

そういう中であつて、共通の思い云々って言われましたけども、やはり大事なものは、職員は台風被害の復旧・復興に、まさに市民の立場に立つて努力しているということが、本来あるべき姿。それでもって、市民に貢献するというのが妥当だろうというふうに思ひます。

いずれにしても、その内容は差し控えますが、こういう1本の議案に賛成と反対のものが同居している。プラスとマイナスが同居していると。これを議決してくれということになれば、議決権の行使に制約を加えられることになるということになると思ひます。

しかも、説明があつたように、これまでは人事委員会の勧告どおりの実施で、今までそういう賛成反対が分かれる案件はなかつたわけですが、今回は、人勧実施を先送りすると。まさに政策的な改定であつて、やっぱりこれはお出しするのであれば、個々、個別に提案すべきと思ひますが、改めてお聞かせください。

○議長（中平浩志君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 先ほども、部長のほうから三つの条例、一括で提案するんだというお話をしました。例えば、今回も補正予算で、各種の事業等と一緒に人件費も計上しているわけですから、今、私どもは補正予算についてもさかのぼらない、そういう人件費の計上をしているわけですので、やはり一部は反対だと。そのほかについては、もしかすれば賛成していただけると。そういう案件も多々あると思います。

その中で、議員さん方それぞれが判断して賛成反対、そういうことになるかと思いますが、それを何といえますか、案件が全て分けるということにはならないだろうと。条例の仕組みづくりといいますか、条例をつくる時の手法として、その三つなり四つなり五つなり、合わせて一つの条例で改正するというのは、多々あることですので、その点についてご理解をいただきたいと思います。

○議長（中平浩志君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） まさにこれは、今回の場合は政策的な判断なんですよ。いわゆるこれまでだと、実施については人勸や県の人事委員会のあれに沿ってやってきた場合は、一括でもそれは異論がなかったかもしらん。

今回のように、そういう一つの議案の中に賛成と反対を判断する議案が含まれているということになると、先ほど述べたように議決権の行使に制限を加えられることになるということになります。

そこで、内容については立ち入りません。私は、やはり議決を市民の前にしっかり明らかにするためにも、個々、個別に提案をして、やっぱり議論に付すべきだという立場から、この議案第6号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を撤回し再提出を求める動議を提出したいと思います。お取り計らいをお願いします。

○議長（中平浩志君） ただいま小野寺議員から、議案第6号の撤回及び再提出を求める動議が提出されました。動議成立には、所定の賛成者が必要であります。この動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

それでは、この動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 議案第6号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を撤回し再提出を求めることについて、ご説明を申し上げます。

先ほども申し上げましたように、この議案の中には、柱としては一般職の問題、特別職の問題、議員の問題、三つに分かれてございます。確かに、内容的に言えばそれぞれ賛成反対いろいろあるでしょう。

しかし、この中には、先ほど触れましたように、一般職の給与の取り扱いについては、台風被害で一生懸命頑張っている職員の中に、これにまで共通の目的、連帯というようなことで、人勸の完全実施をしないで、政策的判断で先伸ばしするということは、内容的にいかがなものかという思いがあります。

もちろん、これについては賛成反対それぞれ立場があるでしょう。しかし、議決権の行使に制限を加えられるようなことがあってはならないということで、撤回をして、これは私が言うことじゃないかもしれませんが、必要であれば分離して個別に、それぞれ個々に条例をお出しすれば済むことであって、議会の議決権の行使に制限を加えるようなことはすべきじゃないということから、撤回を求めた次第であります。

よろしくをお願いします。

○議長（中平浩志君） 説明が終わりました。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。この動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中平浩志君） 起立多数であります。よって、議案第6号の撤回を求める動議は可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（中平浩志君） それでは再開いたします。

質疑を打ち切ります。

次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第5号から議案第12号までの8件は、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

次に、付託省略議案についてお諮りいたします。

議案第1号から議案第4号までの補正予算4件は、委員会の付託を省略し、12月14日の本会議で審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

**散会**

○議長（中平浩志君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

**午前10時44分 散会**